

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除（地方税28）（固定資産税：外）
2	要望の内容	・新規要望 「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を利用して取得した30万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【少額特例：中小企業庁要望経緯】 平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で、2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長） 平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 衛生検査所等を経営する中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。こうした施策により、衛生検査所の経営安定化が図られ、医療サービスの安定的な提供に資するものと考える。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政案集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け （基本目標） IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する。 （施策大目標） 1 医療サービスを安定的に提供する。 （施策中目標） 1 地域の医療連携体制を構築する。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 固定資産税にかかる本措置は、少額特例と不可分の関係にあり、達成目標は、少額特例の目標と同様である。少額特例の目標は、中小企業の償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産

		<p>の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることである</p> <p>【目標】</p> <p>中小企業の中でも特に規模の小さい企業で少額特例が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。</p> <p>法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合が20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合</p> <p>法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>衛生検査所等を経営する中小企業の中でも特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行う事が非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。</p> <p>本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がり、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																											
8 有効性等	① 適用数等	<p>各年度における少額特例の適用企業数及び損金算入金額(過去5年分)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>222,811 社</td> <td>377,926 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>219,819 社</td> <td>142,403 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>289,794 社</td> <td>222,348 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>321,090 社</td> <td>202,899 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>280,524 社</td> <td>167,325 百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(将来推計)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>288,097 社</td> <td>171,842 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>231,341 社</td> <td>137,989 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>211,676 社</td> <td>126,260 百万円</td> </tr> </table> <p>(出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)</p> <p>※算定根拠は別紙参照</p> <p>少額特例は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。</p> <p>少額特例の平成21年度の利用実績の詳細は下記のとおり。</p> <p>・法人(全中小法人数:1,428,557 社)</p>	平成17年度	222,811 社	377,926 百万円	平成18年度	219,819 社	142,403 百万円	平成19年度	289,794 社	222,348 百万円	平成20年度	321,090 社	202,899 百万円	平成21年度	280,524 社	167,325 百万円	(将来推計)			平成22年度	288,097 社	171,842 百万円	平成23年度	231,341 社	137,989 百万円	平成24年度	211,676 社	126,260 百万円
平成17年度	222,811 社	377,926 百万円																											
平成18年度	219,819 社	142,403 百万円																											
平成19年度	289,794 社	222,348 百万円																											
平成20年度	321,090 社	202,899 百万円																											
平成21年度	280,524 社	167,325 百万円																											
(将来推計)																													
平成22年度	288,097 社	171,842 百万円																											
平成23年度	231,341 社	137,989 百万円																											
平成24年度	211,676 社	126,260 百万円																											

		<p>黒字中小法人数：387,139社（1,428,557社×27.1%） 少額特例を利用した中小法人数：172,885社（44.7%） 従業員数20名以下 123,751社（71.6%） 従業員数21名以上 49,134社（28.4%） ・個人事業主（全個人事業主数：2,221,952社） 少額特例を利用した個人事業主数：107,639社（4.8%） （出典）平成22年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁） 平成21年度「会社標本調査」（国税庁）</p> <p>また、すべての業種が少額特例の適用対象となっており、利用状況（平成22年中小企業実態調査）を見ても、以下の通り特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1" data-bbox="544 600 1445 831"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>情報通信業</td> <td>運輸業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合（%）</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>不動産業</td> <td>飲食・宿泊業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合（%）</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合（%）	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合（%）	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																					
割合（%）	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																					
割合（%）	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																					
	② 減収額	<p>（将来推計） 平成23年度 ▲54億円 平成24年度 ▲49億円 （出典：経済産業省試算） ※算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は別紙参照。 平成24年度は、平成23年度の減収試算額に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）の伸び率（平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値）を掛けて算出。 																								
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年4月～平成26年3月） 少額特例が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直近の事業年度において少額特例を利用して取得した設備 パソコン：37.5%（法人のみ） ○ 少額特例を利用したことによる効果（法人のみ） 全額必要経費算入による経理事務負担減少：48.0% パソコン導入による事務の効率化：28.2% パソコン導入による経理事務の効率化：18.3% <p>本措置を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回帰分析による定量分析（労働生産性と少額特例利用額の関係） 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高（労働生産性）が0.17%増加する。 ・ 経済波及効果 本措置により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 <p>（出典）平成22年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）</p>																								

平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)

※算定根拠は別紙参照

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)

○中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は平成22年要望時)

・個人事業主

従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント)

従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント)

・法人

従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント)

従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント)

(出典)

個人事業主:平成20年、22年「個人企業経済調査」(総務省)

法人:平成20年、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出

個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。

平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。

法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員20名未満の企業のパソコンの利用割合は64.9%であり、目標である9割には未達。

平成23年度および24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。

・個人事業主

従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50%

・法人

従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%

平成23年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、少額特例を利用した企業および個人事業主で、今後も少額特例を利用して設備等の購入をしたいと回答した割合が83.9%に上るなど、将来においても少額特例を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成の為には少額特例が引き続き必要である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)

少額特例が延長されない場合、法人172,885社、個人企業107,639社、合計280,524社に影響が及ぶ。投資額としては167,325百万円が縮小。

尚、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。

(出典)

平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)

		<p>平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>固定資産税にかかる本措置については、現在国税と固定資産税において少額償却資産の上限額がことなることにより、償却資産管理、記帳、帳簿保存等の事務負担が発生している状況。リーマンショック以降の不景気及び震災による直接的・間接的な影響により、中小企業の事務効率向上意欲が相対的に高まっている状況であり、本措置が認められない場合には、さらに中小企業の活性化の足枷となることが予想される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)</p> <p>少額特例が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <p>○ 直近の事業年度において少額特例を利用して取得した設備 パソコン:37.5%(法人のみ)</p> <p>○少額特例を利用したことによる効果(法人のみ) 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>少額特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。 ・ 経済波及効果 少額特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>※算定根拠は別紙参照</p>
<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>固定資産税にかかる本措置は、相対的に経理面の人員が少数であり、事務の効率化を志向する中小企業の実情を踏まえると、少額特例で取得した資産を固定資産税の課税客体から除外することにより、より一層の償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減を図ることが可能であり、中小企業の実態に即した効果が得られることから、施策として妥当である。</p> <p>他の支援措置との関係は無い。</p> <p>現在、本措置により、国税における少額減価償却資産の上限額は30万円であるが、固定資産税における少額償却資産の取扱は上限額20万円となっており、上限額に差異が生じている状況。地域活性化を担う中小企業者の事務負担を軽減し、設備投資の維持・推進を考えた場合、固定資産税における本措置について協力することに相当性が認められる。</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月
----	--------------------	---------

○平成23年度減収見込額試算（固定資産税）

——基本式——

少額特例損金算入企業数（注1）×納税義務者割合（注2）×少額特例平均損金算入額（注3）×残存簿価割合（注4）×税率（注5）

（注1）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）の各年度実績値

（注2）「固定資産の価格等の概要調査」（総務省）における免税点以上の納税義務者割合

（注3）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）の各年実績値より算出

（注4）定率法償却率0.5の各年における残存簿価割合。

（注5）1.4%

——仮定——

- ・耐用年数5年（定率法償却率0.5）。
- ・平成18年度以前取得の少額償却資産は残存簿価5%部分が課税標準となる（残存簿価割合5%）。
- ・平成22年度から平成24年度の少額特例損金算入企業数および少額特例平均損金算入額及び平成24年度減収額は、平成21年度の実績値に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）の伸び率を掛けて算出。

（1）平成15年度

<法人>

$144,509 \text{ 社} \times 40.8\% \times 2,594 \text{ 千円} \times 5 / 100 \times 1.4\% = 107 \text{ 百万円}$

<個人>

$55,966 \text{ 社} \times 18.3\% \times 2,547 \text{ 千円} \times 5 / 100 \times 1.4\% = 18 \text{ 百万円}$

<合計>

$107 \text{ 百万円} + 18 \text{ 百万円} = 125 \text{ 百万円}$

（2）平成16年度

<法人>

$171,664 \text{ 社} \times 40.8\% \times 2,565 \text{ 千円} \times 5 / 100 \times 1.4\% = 125 \text{ 百万円}$

<個人>

$92,731 \text{ 社} \times 18.3\% \times 2,599 \text{ 千円} \times 5 / 100 \times 1.4\% = 30 \text{ 百万円}$

<合計>

$125 \text{ 百万円} + 30 \text{ 百万円} = 155 \text{ 百万円}$

（3）平成17年度

<法人>

174,743 社×40. 8%×2,543 千円×5/100×1. 4%=126 百万円
<個人>

48,068 社×18. 3%×2,420 千円×5/100×1. 4%=14 百万円
<合計>

126 百万円+14 百万円=140 百万円

(4) 平成18年度

<法人>

164,978 社×41. 1%×2,339 千円×5/100×1. 4%=111 百万円
<個人>

54,841 社×19. 1%×2,533 千円×5/100×1. 4%=18 百万円
<合計>

111 百万円+18 百万円=129 百万円

(5) 平成19年度

<法人>

202,683 社×41. 0%×2,472 千円×0.0625×1. 4%=179 百万円
<個人>

87,111 社×19. 4%×2,747 千円×0.0625×1. 4%=40 百万円
<合計>

179 百万円+40 百万円=219 百万円

(6) 平成20年度

<法人>

193,704 社×40. 5%×2,416 千円×0.125×1. 4%=331 百万円
<個人>

127,386 社×19. 4%×2,367 千円×0.125×1. 4%=102 百万円
<合計>

331 百万円+102 百万円=433 百万円

(7) 平成21年度

<法人>

172,885 社×40. 2%×2,374 千円×0.25×1. 4%=577 百万円
<個人>

107,639 社×19. 6%×2,231 千円×0.25×1. 4%=164 百万円
<合計>

577 百万円+164 百万円=741 百万円

(8) 平成22年度

<法人>

$172,885 \text{ 社} \times 1.027 \times 39.0\% \times 2,374 \text{ 千円} \times 1.027 \times 0.5 \times 1.4\% = 1,181 \text{ 百万円}$

<個人>

$107,639 \text{ 社} \times 1.027 \times 19.6\% \times 2,231 \text{ 千円} \times 1.027 \times 0.5 \times 1.4\% = 347 \text{ 百万円}$

<合計>

1,181 百万円+347 百万円=1,528 百万円

(9) 平成23年度

<法人>

$172,885 \text{ 社} \times 1.027 \times 0.803 \times 39.0\% \times 2,374 \text{ 千円} \times 1.027 \times 0.803 \times 1.4\% = 1,524 \text{ 百万円}$

<個人>

$107,639 \text{ 社} \times 1.027 \times 0.803 \times 19.6\% \times 2,231 \text{ 千円} \times 1.027 \times 0.803 \times 1.4\% = 448 \text{ 百万円}$

<合計>

1,524 百万円+448 百万円=1,972 百万円

(10) 合計

<法人>

107 百万円+125 百万円+126 百万円+111 百万円+179 百万円+331 百万円+577 百万円+1,181 百万円+1,524 百万円=4,261 百万円

<個人>

18 百万円+30 百万円+14 百万円+18 百万円+40 百万円+102 百万円+164 百万円+347 百万円+448 百万円=1,181 百万円

<合計>

4,261 百万円+1,181 百万円=5,442 百万円

○平成24年度減収見込額(固定資産税)

5,442 百万円 $\times 0.915 = 4,979$ 百万円

○少額特例利用企業数

平成21年度（実績）法人：172,885社（注1）

個人：107,639社（注1）

合計：280,524社

平成22年度（推計値） 法人：172,885社×1.027（注2）=177,552社

個人：107,885社×1.027（注2）=110,545社

合計：288,097社

平成23年度（推計値） 法人：177,552社×0.803（注3）=142,574社

個人：110,545社×0.803（注3）=88,767社

合計：231,341社

平成24年度（推計値） 法人：142,574社×0.915（注4）=130,455社

個人：88,767社×0.915（注4）=81,221社

合計：211,676社

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成21年度（実績）法人：114,248百万円（注1）

個人：53,077百万円（注1）

合計：167,325百万円

平成22年度（推計値） 法人：114,248×1.027（注2）=117,332百万円

個人：53,077×1.027（注2）=54,510百万円

合計：171,842百万円

平成23年度（推計値） 法人：117,332×0.803（注3）=94,218百万円

個人：54,510×0.803（注3）=43,771百万円

合計：137,989百万円

平成24年度（推計値） 法人：94,218×0.915（注4）=86,209百万円

個人：43,771×0.915（注4）=40,051百万円

合計：126,260百万円

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

- (注1) 少額減価償却資産の損金算入特例の利用企業数及び損金算入額
H22年中小企業実態基本調査(中小企業庁)における平成21年度実績額
- (注2) 設備投資伸び率(平成22年度分)
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率(実績値): +2.7%
- (注3) 設備投資伸び率(平成23年度)
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率(計画値): ▲19.7%
- (注4) 設備投資伸び率(平成24年度)
(注2)及び(注3)の単純平均値で推移するものと仮定。
 $(2.7\% \text{▲}19.7\%) \div 2 = \text{▲}8.5\%$
平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準(▲8.5%)で推移するものと仮定。

＜少額特例＞税込減を是認するような効果

1. 回帰分析結果

○ 労働生産性と少額特例利用額の関係（法人のみ）

少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が0.17%増加する。

（重回帰分析結果）

$LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 6.41^* + 0.09LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^* + 0.17LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^* + 0.41 \text{ダミーパソコン利用}^{**} + 0.48 \text{ダミー建設業}^* + 0.31 \text{ダミー製造業}^* - 0.18 \text{ダミー情報通信業} + 0.31 \text{ダミー運輸業} + 1.19 \text{ダミー卸売業・小売業}^* + 1.52 \text{ダミー不動産業}^* - 0.33 \text{ダミー飲食・宿泊業} + 0.47 \text{ダミー教育・学習支援業} + 0.34 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$

（出所）平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）より分析

（備考）*：5%有意水準、**：10%有意水準、補正 $R^2=0.30$

2. 経済波及効果

本特例により、中小企業全体の労働生産性（一人当付加価値額）を4.5%押し上げる効果がある。

→ 少額特例利用による労働生産性向上17%×少額特例利用企業の中小企業全体に占める売上高の割合26.5%（従業員数は変化しないものとして算定）

（出所）平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）、平成22年度「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）より分析